

岩手県告示第443号

漁業災害補償法の規定による養殖業に係る一定の水域（令和3年岩手県告示第700号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
小割り式さけ・ます養殖業		小割り式さけ・ます養殖業	
加入区の名称	水 域	加入区の名称	水 域
沖久慈浜加入区	<u>一区第14号漁業権の漁場の区域</u>	沖久慈浜加入区	<u>一区第6号漁業権の漁場の区域</u>
長磯前加入区	<u>一区第152号漁業権の漁場の区域</u>	長磯前加入区	<u>一区第121号漁業権の漁場の区域</u>
金ヶ崎加入区	<u>一区第233号漁業権の漁場の区域</u>	伝作沖加入区	<u>一区第138号漁業権の漁場の区域</u>
泉浜沖加入区	<u>一区第234号漁業権の漁場の区域</u>	金ヶ崎加入区	<u>一区第203号漁業権の漁場の区域</u>
		黒崎加入区	<u>一区第218号漁業権の漁場の区域</u>
		白崎加入区	<u>一区第221号漁業権の漁場の区域</u>
		泉浜沖加入区	<u>一区第222号漁業権の漁場の区域</u>
		白浜沖加入区	<u>一区第225号漁業権の漁場の区域</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			